
件名： 第1回 鶏肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会
日時： 2007年2月14日(水) 15:00~17:45
場所： 畜産会館 8階 D会議室

1 開会 (略)

2 挨拶

農水省：第1回委員会の開催がこの時期になったことから、来年度継続して議論することも考えられ、そのことを念頭に、ご議論を始めていただきたい。

3 座長選出

結論

・鶏肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会の座長は、矢坂雅充委員に決定した。

4 議事

(1) トレーサビリティシステムの原理と導入の意義について (略)

(2) 鶏肉トレーサビリティシステムの取組事例紹介 (略)

* 消費者からの問い合わせについて

農水省：消費者からの問い合わせは、どのくらいあるのか。

委員A：ほとんどない。問い合わせは、小売店からのクレームがほとんどだ。

オブザーバー：納品先に情報を提供しているが、小売店でトレーパックにトレース番号を表示していないので、消費者がその番号を見ることはない。消費者が直接問い合わせするための機会がない。

委員B：おそらく牛肉のトレーサビリティもそうだと思うが、問い合わせがあるのは関心がある最初だけで、その後はないと思う。

オブザーバー：トレーサビリティの目的は、消費者に情報を開示するためと、事業者が(何か問題が発生した時に)回収するためと2つある。今は後者の方が大きいと思う。

委員B：牛肉は、始めて3ヶ月くらいはアクセス数が1500件くらいあった。一年くらい経ってみると、アクセス数は月間で10分の1くらいになった。では、必要ないのかというと、それは違うと思う。牛肉に個体識別番号が付いていないと、何となく不安で販売できない。個体識別番号が付いていると、(不安解消の)拠り所になる部分があるのではないかと、という認識を持っている。

委員C：生産情報開示にエネルギーを費やすことを否定するのではなく、むしろそれを活用できるところに議論が進むとよい。

* ガイドラインの位置づけ

委員 B：この委員会は、あくまでもガイドライン策定のための会議で、ここで決まったことが、将来的に法制化されるわけではないことを確認したい。

委員 C：法律にしようということではなく、任意のガイドラインだ。もしトレーサビリティに取り組む場合、同じ方向に向かうことができるように、統一的な手順を示し、効率的に導入できるようにするためのガイドラインだ。

* 他の委員会との連携について

委員 B：コード関係の委員会とも連携した方がよいのではないか。ガイドラインを作って普及させるには、(コード体系を)統一し、無駄なコストを省くことが必要である。

オブザーバー：同感だ。トレーサビリティシステムについて教科書的なガイドラインをつくる場合はよいと思うが、実際に導入する場合はその壁が一番大きい。

委員 C：コードの標準化について、ここでは議論できないが、必要性は高いということだ。

農水省：個々の会社や系列で独自にとりくんでいる実態を踏まえると、統一や標準化が本当にできるのだろうか。

委員 B：牛トレ法でもコード体系はつくったものの、色々な仕組みがある。農水省(が補助して作ったガイドラインで)で GS1-128 を導入することをガイドしているが、現実には GS1-128 を使っている事業者は半分しかない。あとの半分は、コストをかけて変換している。義務化になったものですら統一できないのであれば、ガイドラインとして鶏肉のコード体系を提示した方がよいのではないか。

委員 D：取引先から要請があった場合、鶏肉は賞味期限が短く、個体が小さいので、同業荷受間で(製品の)貸し借りがかなりあり、メインで扱っている産地以外のものと混ざることがある。(コードが)統一されていないと、意味をなさないことは多いと思う。

委員 C：消費・安全政策課で、それらの委員会との協力の可能性等を検討していただきたい。

(3) ガイドラインの内容検討について

事務局：資料 2 (鶏肉トレーサビリティガイドライン論点整理) を説明。

* トレーサビリティシステム導入の目的(6 ページ)

委員 E：「鳥インフルエンザ」に言及すると、誤解を与えるのではないか。

委員 C：風評被害の防止なども、トレーサビリティの効果に含まれる。「1.安全管理の強化」については、食鳥処理段階で考えられる様々な危害や、その他どういう危害が想定されると考えればいいたろうか。

委員 B：この鶏肉がどこで生産されたかまで遡及することが目的になる。資料 2 に書かれている目的は波及効果であって、目的ではないのではないか。

委員 F：おそらく「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」(以下「手引き」という)の改訂版から引用されていると思うが、それにはもう少し詳しい内容が書いてある。そういう部分を加えていく必要があるのではないか。

オブザーバー：「事故が発生した場合、原因究明を容易にし、係る製品の速やかな回収・撤去が可能」と書いてある方が目的としては分かりやすいのではないか。

委員 E：育成段階の事故なのか、工場段階の事故なのか、どういう事故を想定するのか。

委員 F：製品からだろう。育成段階で何か問題があれば出荷はできないし、食鳥処理段階で何か問題が発生すれば止まるという仕組みが出来ていると思う。

委員 C：安全管理という目的には、回収と原因究明の両方が入っているので、それを明確に書くか。

オブザーバー：明確に書いた方が分かりやすいのではないか。

委員 A：トレーサビリティシステムを作ったからといって、安全性を保障するものではない。トレーサビリティシステムを作ったから安心するのか、それとも、何か聞かれた時に、この表示は正しいと言う方が、消費者から見た時に安心なのか、その部分が認識できない。システムを作ったことで、安全管理の強化になるのであれば、システムだけ作ればいい、ということになってしまうのではないか。

オブザーバー：導入する人の目的なのか、それとも全体の目的なのか。

事務局：業界（全体）の目的を議論していただきたい。

委員 C：生産履歴情報を開示する部分に重点を置くのか、それとも回収・撤去や原因究明の部分と両方を含むものにするのか、重要度を議論しておく必要がある。

委員 E：私たちが構築したシステムは、産地や生産者情報を開示して、安全安心な商品だということをおっしゃっている。両方必要ではないか。

委員 G：いざという時にきちんと回収ができることや原因が分かることがきちんと裏づけられている商品だ、ということをお客様に認知してもらうことが大切ではないか。

オブザーバー：「2.表示の信頼性確保」という目的は、「3.消費者に対する信頼性の向上」や「4.生産流通に携わる事業者の責任の明確化」という目的とリンクしている。

委員 H：本来のトレーサビリティという言葉通りにいけば、何かあれば小売店まで追跡して回収できる、原因が分かるということが一番の目的にするべきではないかと思う。また、生産履歴を開示して安心・安全をいうことも入れることができればよいと思う。

委員 C：「手引き」改訂案の目的には、生産履歴情報の開示について書かれていないが、「3.消費者に対する信頼性の向上」の部分とリンクさせて、消費者への信頼性を一層高めていくという記述を入れるという方法もある。回収や原因究明という骨格となる部分を、まず構築していくことを最初の目的に掲げるということではよろしいか。

結論

- ・導入の目的について、記載順番は事務局案のとおりとする。
- ・1 について、「安全管理の強化」とするか「手引き」改訂案の「安全性向上への寄与」とするか、次回提案する。回収・撤去や原因究明を容易にするという解説を加える。
- ・3 については、生産履歴情報と流通履歴情報をリンクさせて、消費者へ開示することで信頼性の向上につながる、という趣旨の記述を入れる。

*ガイドラインの対象範囲「業種」(7 ページ)

オブザーバー：小売段階で導入するのが、一番大変なのではないか。

委員 E：消費者に情報を伝える場合、小売業者の方は、色々なところから仕入れているので、情報を整理しなければならない。

委員 C：小売段階まで対象にする場合、バックヤードまでではなく、店舗で陳列するコンシューマーパックに（識別記号などを）つけて、消費者が分かるようにするということを念頭において、ガイドラインをつくるかどうか。事務局案では、牛肉に倣って小売店までを対象としている。牛肉に倣うということによいか。

委員 D：中間の卸売段階でもコストはかかると思うが、小売段階で表示するととなると、相当膨大なコストがかかると思う。

委員 C：任意で取り組むことになる。また、牛肉で使っている印字機と併用することは可能だろうか。

委員 D：鶏肉は元の個体が小さく、途中でブランドや工場など、色々なものが混ざって流通しているのが実態なので、あまり現実的ではないかもしれない。主要 7 品目も、常にばらばらの状態で流通している。

委員 F：スーパーで、一部の品物にしか（識別記号が）印字されない場合、問い合わせを受けた時にどう答えればいいのかという問題がある。またバックヤードでパックをしているところは、全ての店舗に印字機を入れなければいけない。さらに、卸売段階では、取引先から注文が入れば、商品を納めなければいけないので、産地や農場を固定していたら、商売にならないという議論もあった。その範囲をガイドラインで示すというのは、非常に難しいと思う。

委員 D：あるものには（識別番号などが）表示されていて、あるものには表示されていないとなると、逆に表示されていないものへの不信感が高まってしまっているのではないかと。せっかくトレーサビリティで、安全性をアピールしようとしているのに、逆効果になるようなことも考えられるのではないかと。

委員 C：鶏肉加工場を見せていただき、それを踏まえて、ガイドラインの対象範囲「業種」について議論をすることにしよう。

結論

- ・ガイドラインの対象範囲「業種」については、鶏肉加工場を視察した後、第 2 回委員会で検討する。
- ・各段階の記録管理項目の重要度合いについては、各委員に検討していただき、その結果を第 2 回委員会で報告する。

(4) その他

第 2 回委員会は、3 月 14 日に京都で開催予定。

5 閉会（略）

以上